

助成制度をご利用の際は、以下の手順で行ってください

助成制度をご利用の際は、各種申請が必要です。
ご不明な点がございましたら、下記問合せまでご連絡ください。

事前相談(助成対象要件の確認)

- ・改修工事を行う擁壁等について資料(図面、写真等)を持参のうえ助成対象となるかを区に相談してください。
- ・新宿区が、現地調査等により、助成対象要件に適合するかの確認を行います。



助成金交付申請(助成金交付の決定)

- ・助成金交付申請書に必要な書類を添付して提出してください。
- ・新宿区が、書類の審査等を行い、交付の決定・不決定の通知を行います。

工事契約の締結

- ・交付決定通知を受けた後に、擁壁等の改修を行う工事施工者と工事契約の締結を行ってください。
- ・交付決定通知を受ける前に工事契約をすると助成金を受けられません。



工事の実施

工事内容・金額などに変更が生じた場合

申請内容の変更(助成金変更交付の決定) ※必要に応じて

- ・申請内容を変更する際は、事前に新宿区へ相談を行ってください。
- ・内容によっては、新宿区へ助成金の変更申請が必要になります。

工事完了報告書の提出(助成額の確定)

- ・工事が完了したら、工事完了報告書を提出してください。
- ・新宿区は、書類の審査や施工状況の確認を行い、助成額を確定し通知を行います。

助成金の請求(助成金の交付)

- ・申請者は、助成金交付請求書を提出してください。
- ・区は、内容を審査して助成金を交付します。
※申請者から委託を受けた擁壁等の改修を行う工事施工者に直接助成金を支払う「委任払い制度」の利用もできます。



【問合せ】 新宿区都市計画部建築指導課 構造設備担当

電話 03-5273-3745(直通) FAX 03-3209-9227

【令和4年7月発行】